

令和7年第3回名取市教育委員会定例会 会議録

1 会議の年月日

令和7年3月18日(火)

2 会議の場所

仙台北務局名取出張所2階 会議室4

3 出席委員

教育長 瀧澤 信雄

教育長職務代行委員 荒井 龍弥

教育委員 洞口 ひろみ

教育委員 長澤 裕司

教育委員 布田 久美子

4 欠席委員

なし

5 傍聴者

市民 1名

6 説明のために出席した者

齋藤教育部長、高橋理事兼学校教育課長事務取扱、山家教育部次長兼教育総務課長、佐藤生涯学習課長、鈴木文化・スポーツ課長、林市史編さん室長、垣内なとりの魅力創生課長、郷内教育部企画員兼教育総務課長補佐、宇津井教育総務係長

7 議事日程

日程第1 前回会議録の承認

日程第2 会議録署名委員の指名

日程第3 教育長報告

(1) 一般事務報告

(2) 行事予定

日程第4 専決事務報告

(1) 財産の取得(令和2年度小学校教師用教科書及び指導書)について(追認)
に対する意見について

(2) 財産の取得(令和6年度小学校教師用教科書及び指導書)について(追認)
に対する意見について

(3) 名取市いじめ問題対策連絡協議会の人事について

(4) 令和 6 年度名取市一般会計補正予算(第 14 号)(教育費)に対する意見について

日程第 5 議 事

議案第 4 号 名取市教育振興基本計画(改訂版)について

議案第 5 号 令和 7 年度名取市教育基本方針について

議案第 6 号 県費負担教職員人事異動の内申について

議案第 7 号 教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について

議案第 8 号 名取市スーパーキッズ育成事業実施要綱の制定について

議案第 9 号 名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する
規則の制定について

議案第 10 号 名取市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の
一部を改正する規則の制定について

議案第 11 号 令和 7 年度名取市一般会計補正予算(第 1 号)(教育費)に対する
意見について

8 開会時刻

午後 6 時 00 分

9 会議の概要

瀧澤教育長

ただいまより、令和 7 年第 3 回名取市教育委員会定例会を開催いたします。

はじめに、追加案件の「専決事務報告 1 案件」及び「議案 4 案件」、について報告します。
本日配付しておりますお手元の「議事日程【追加案件】」をご覧ください。下線部のところになります。

本日の会議日程につきまして、「名取市教育委員会会議規則第 10 条第 2 項」の規定に基づき、専決事務報告(4)「令和 6 年度名取市一般会計補正予算(第 14 号)(教育費)に対する意見について」を、日程第 4 専決事務報告(3)の次に追加し、議案第 8 号「名取市スーパーキッズ育成事業実施要綱の制定について」、議案第 9 号「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 10 号「名取市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第 11 号「令和 7 年度名取市一般会計補正予算(第 1 号)(教育費)に対する意見について」を、「議案第 7 号」の次に追加し、審議したいと思います。

このことについて、ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、承認いたします。

日程第1「前回会議録の承認について」ですが、前回、2月10日開催の第2回定例会会議録については、先日、各委員宛配布済みであります。

この内容について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、承認いたします。

次に、日程第2「会議録署名委員に長澤委員並びに布田委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

次に、日程第3「教育長報告（1）一般事務報告 行事報告」についてですが、はじめに私から3点報告させていただきます。

1点目は最近の感染症の感染動向についてですが、インフルエンザ、新型コロナとも2月3月は学級閉鎖等の報告がございません。

1月31日にゆりが丘小の2年1組で、インフルエンザで学級閉鎖の措置をとって以降は学級閉鎖の措置はとっておりません。今年度は、このまま推移するのではないかと考えております。

2点目は、いじめの重大事態に関する調査委員会の報告です。3月1日に、新しいメンバーになって3回目となる調査委員会を開催しております。当日は母親並びに代理人弁護士からの聞き取りを予定しておりましたが、行き違いがあり、実施できなかったため、今後の進め方についての話し合いを行っております。次回は、3月30日、日曜日、当時の生徒からの聞き取りを行う予定になっております。

3点目は、市内中学校の部活動をめぐる越境入学の問題についてです。前に報告しているように3年生4人、1年生5人が関わっておりましたが、全て区域外就学、指定校変更の手続きをして、3月31日までは、当該中学校に籍を置くことになります。3年生は卒業し、進学先もすでに決まっております。1年生につきましては、進学に際して、通常、本来の居住地の学校に通うことが原則になります。

私からは以上です。

後は、教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

議案書は 1 ページ・2 ページになります。

私からは、1 ページ・14 番、2 月定例市議会関係についてご報告させていただきます。

2 月議会の日程につきましては、2 月 20 日に開会し、3 月 21 日に閉会の予定です。

教育委員会関係の関連議案ですが、前回ご審議いただきました「令和 7 年度名取市一般会計予算」、「令和 6 年度名取市一般会計補正予算（第 13 号）」のほか、追認議案として「財産

の取得について（追認）」が、2件ございました。

追認議案2件の内容ですが、すでに各種報道等でご存じのことと思いますが、令和2年度及び令和6年度において2,000万円を超える小学校教師用教科書及び指導書を取得したことについて、議会の追認を求めるものであります。

後ほど、本日の議題、専決事務報告においてご審議いただく予定としておりますので、詳細は後ほどご説明させていただきたいと思います。

次に一般質問です。今回は教育委員会分として7名の議員から、市長答弁を併せて、通告された質問項目は30件ありました。

一般質問の内容ですが、本日、お手元に配付の、別冊「一般質問通告書・答弁書」をご覧ください。ページをお開きいただき、通告書の網掛けの箇所をご覧ください。

1ページ、佐藤繁樹議員より、「中学校部活動の地域移行について」、2ページ、板橋 美穂議員より、「一側性難聴者への理解と支援について」、4ページ、小野寺美穂議員より「国の令和7年度予算における緊急防災・減災事業及び「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」事業について」、5ページ、大久保主計議員より、「通学路の街路灯設置について」、に関して、通学路の安全安心の対応について、現状をどのように捉えているのか伺う、についてのほか、「地域コミュニティの推進について」に関して、名取市第六次長期総合計画で掲げる「公民館を核とした地域コミュニティの活性化」は、地域社会のニーズに対応できるコミュニティセンター化に方向転換を図るべきと考えるがどうか、について、同じページ、吉田良議員より、「虚偽の住民登録に基づく就学の件について」、6ページ、郷内良治議員より、「自然を生かした地域づくりについて」、に関して、市民から請願を受けたパークゴルフ場整備について、どのように検討したのか伺う、及び、市民から強く要望されているパークゴルフ場を早期に整備すべき、について、また「不登校問題について」、同じページ、阿部正義議員より、次の7ページ、「学校教育体制について」、以上でありました。

これらについて、通告書の次のページからの一般質問答弁書のとおり、適宜回答しておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

次に、総括質疑です。総括質疑の主な内容は、別冊「総括質疑通告書」をご覧ください。5名の議員から10件の質疑がありましたが、全て市長答弁であります。

1ページ、笹森波議員より、「水泳指導等業務委託モデル事業について、令和6年度の高館小学校での結果を踏まえた具体的な取組内容について」、「（仮称）なとり古墳ブックの具体的な内容と発行部数について」、「新たな名取市史として最初の冊子原始・古代編の発刊に向けた具体的な取組内容とスケジュールについて」、2ページ、菅原和子議員より、3ページ「学校における熱中症対策について」、「各公民館及び図書館の学習環境の整備について」、同じページ千葉栄幸議員より、4ページ「ICT教育推進事業について、どのようにICT環境を充実させるのかについて」、同じページ、板橋美保議員より、5ページ「外国人児童生徒受入拡大対応事業について、学校現場でどのような教育を行う考えなのかについて」、「文化芸術賞顕彰の要件を伺う。また、顕彰者に漏れがないようにするために、どのような情報収集を図る考えなのかについて」、同じページ、二階堂充議員、「ICT教育推進事業の内容について」、「部活動地域移行推進事業の進め方について」、以上について、質疑がなされました。

これらについて、答弁しておりますが、その内容は通告書の次のページからの答弁書となります。後ほどご覧いただきたいと思います。

私からは以上です。あとは、各課からの報告となります。

瀧澤教育長

教育総務課お願いします。

山家次長兼教育総務課長

特にございません。

瀧澤教育長

学校教育課お願いします。

高橋理事兼学校教育課長事務取扱

それでは、学校教育課所管の主な行事について報告いたします。2ページをご覧ください。

23番2月27日、今年度最後の市の校長会を行いました。24番2月28日、同じく今年度最後の市の副校長・教頭会を行いました。32番3月8日、市内中学校、義務教育学校の卒業式が行われました。40番3月18日、本日は、令和6年度末・令和7年度始人事異動の内示日となっております。

学校教育課からは以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

佐藤生涯学習課長

生涯学習課から1点ご報告いたします。

2ページ38番の「なとりまなびフェスティバル24」についてです。当日は天候にも恵まれ、大ホール720名、中ホールホワイエ、小ホール、展示ギャラリー等で450名、合計1,170名の来場があり、大盛況となりました。KHB東日本放送「突撃！ナマイキTV」を番組ごと持ってきたことが大きな要因ではないかと捉えているところであり、開演前から200人以上の列ができ大ホール1階は、ほぼ満員となりました。また、中ホールホワイエ、小ホール、展示ギャラリーで実施したミニ四駆体験コーナー、ドローン操縦体験、モルックなどのニューススポーツコーナー、腹話術やマジックショーなどにも、多くの親子連れが訪れ、子どもから大人まで多くの方々に楽しんでいただけたものと考えております。

生涯学習課からは、以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課お願いします。

鈴木文化・スポーツ課長

1 ページ 18 番、2 月 24 日に「第 27 回小学生ドッジボール大会」を開催しました。昨年より 1 チーム多い 13 チームが出場しています。続きまして、2 ページ 22 番、2 月 26 日に「部活動地域移行協議会」を開催しました。1 回目ということで、地域移行の概要について説明を行い、人数が少ないため来年度単独校ではチーム編成ができないと思われるサッカー競技について意見をいただきました。市内学校のサッカー競技を希望する生徒を受け入れできる団体を募集し、今後進めてまいります。その他、歴史民俗資料館では体験型イベントを資料に記載のとおり実施しました。

文化・スポーツ課からの報告は以上です。

瀧澤教育長

市史編さん室をお願いします。

林市史編さん室長

特にございません。

瀧澤教育長

それでは、ただいま報告いたしました内容について、ご質疑などありましたらお願いします。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認といたします。

次に、「教育長報告 (2) 行事予定」について、説明をお願いします。

齋藤教育部長

議案書は 3 ページから 5 ページになります。私からは特にありませんが、次回の定例会及び懇話会の日程ですが、後の協議の際にお願いします。あとは、各課から報告をさせていただきます。

瀧澤教育長

教育総務課をお願いします。

山家次長兼教育総務課長

特にございません。

瀧澤教育長

学校教育課お願いします。

高橋理事兼学校教育課長事務取扱

まず、1点挿入をお願いいたします。4ページの38番の下に4月19日いじめ防止対策調査委員会が10時からございます。会場は調整中です。

それでは、学校教育課所管の主な予定についてご報告いたします。

1番3月19日、明日は市内小学校の卒業式が行われます。5番3月24日、市内小・中・義務教育学校の修了式が行われます。そして、3月25日から31日までが学年末休業日、4月1日から4月7日までが学年始休業日となります。17番3月30日、いじめ防止対策調査委員会が開催されます。生徒からの聞き取りを行う予定です。

4ページをご覧ください。22番4月2日、市内学校の教職員服務宣誓式を9時10分から商工会館で行います。29番、30番4月8日、市立小・中・義務教育学校の令和7年度始業式、市立小学校の入学式が行われます。31番4月9日は、市立中学校・義務教育学校の入学式が行われます。そして、追加していただいた4月19日いじめ防止対策調査委員会がございます。

学校教育課からは以上です。

瀧澤教育長

生涯学習課お願いします。

佐藤生涯学習課長

それでは、生涯学習課から2点ご説明いたします。

1点目は、3ページ15番の「公民館を考えるつどい」です。先月もお知らせしましたが、3月28日の13時30分から文化会館小ホールにて「まなぶ・つながる・はぐくむ」～「何かあったら公民館」となるためには～と題して実施します。第一部では高館公民館と相互台公民館の事例発表及び特定非営利活動法人まなびのたねネットワーク代表理事の伊勢みゆき氏からの居場所づくりについての事例発表、第二部では「公民館が地域の居場所となるためには」をテーマに対話の時間を考えております。

2点目は、5ページ43番の「としょかんこどもまつり」です。4月27日の10時から図書館を会場に開催します。

このイベントは、4月23日の「子ども読書の日」から始まる「こどもの読書週間」に合わせて開催するものです。

当日は、図書館友の会・などとの皆さんをはじめ、地元高校の宮城農業高等学校の科学部、「動物なんでも博士」のシートン大友さんによる「Let's 理科読 mini」を開催します。

また、クイズや絵本のお楽しみ袋を準備するほか、市内就労支援事業所の方々によるお菓子や雑貨の販売コーナーも予定しております。

生涯学習課からの説明は以上です。

瀧澤教育長

文化・スポーツ課お願いします。

鈴木文化・スポーツ課長

3 ページ 13 番、3 月 26 日に「雷神山古墳保存活用計画策定委員会」を開催します。前回 12 月下旬に開催した後の修正点について協議していただきます。なお、今年度完成を目指していましたが、予算を繰越し、令和 7 年 9 月完成を目指します。

続きまして 14 番、3 月 27 日に「文化財保護審議会」を開催します。議題は「雷神山古墳保存活用計画について」と「市史編纂事業に伴う笠島廃寺跡の調査状況について」の 2 点となります。

続きまして、4 ページ 26 番、4 月 5 日に「春の雷神山古墳イベント」を開催します。令和 6 年度から開催し今回で 2 回目となります。ハンドメイド雑貨などを扱っている植松にあるジラフラワーさんが開催する「雷神山桜マルシェ」も同時開催されます。

続きまして、27 番、歴史民俗資料館において新年度 1 回目となる「企画展」を開催します。過去の調査で見つかった鉄製品および関連する遺物を展示し、古墳時代から古代における名取の鉄製品の変遷などについて紹介します。

その他、資料に記載のとおり歴史民俗資料館において体験型イベントを実施してまいります。

文化・スポーツ課の行事予定は以上です。

瀧澤教育長

市史編さん室お願いします。

林市史編さん室長

市史編さん室から 1 点ご説明いたします。

3 ページ 10 番、3 月 25 日、令和 6 年度第 2 回市史編さん委員会でございます。内容につきましては、令和 6 年度実施いたしました調査内容、事業活動、令和 7 年度の事業計画、また執筆が開始されることから、発刊スケジュール、また執筆要項についてとなっております。

以上でございます。

瀧澤教育長

ただいま説明のあった内容について、ご質疑等ありませんか。

荒井委員。

荒井教育長職務代行委員

32 番と 36 番ですが、4 月の月が日と表示されております。

瀧澤教育長

失礼いたしました。事務局にて修正いたします。

その他ございませんか。

洞口委員。

洞口委員

15 番の公民館を考える集いですが、こちらの参集範囲はどのようになっていますか。

瀧澤教育長

生涯学習課長、説明をお願いします。

佐藤生涯学習課長

公民館の職員で、館長と担当者、生涯学習職員、公民館の関係団体、一般公募の方々となっております。

今のところ一般募集の方が 33 名で、合計すると 50 名から 60 名になります。

洞口委員

わかりました。

瀧澤教育長

その他ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ承認とします。

次に、日程第 4 専決事務報告に入ります。

はじめに、専決事務報告(1)「財産の取得（令和 2 年度小学校教師用教科書及び指導書）について（追認）に対する意見について」及び

専決事務報告(2)「財産の取得（令和 6 年度小学校教師用教科書及び指導書）について（追認）に対する意見について」ですが、関連がありますので、一括審議といたします。

教育部長、説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告(1)ですが、議案書は 6 ページから 8 ページ、併せて別冊資料「専決事務報告(1)資料」となります。

専決事務報告(2)は、議案書の9ページから11ページ、併せて別冊資料「専決事務報告(2)資料」となります。

両案件ともに、2月20日に招集された名取市議会臨時会議に上程された追認議案であり、令和7年2月11日付けで「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条」の規定に基づき、市長から意見を求められましたが、教育委員会開催の時間がなかったことから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条第1項」の規定に基づき、2月12日専決し、「異議がない」旨回答しましたので「同条第2項」の規定により、報告するものであります。

はじめに、専決事務報告(1)になりますが、追認の議決をいただくことになりました背景及びその原因についてです。

令和2年度に購入した「小学校教師用教科書及び指導書」について、「名取市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」の規定により、「予定価格2,000万円以上」の「動産の買入れ」は、議会の議決を得たのちに、本契約を締結しなければならないところではありますが、その議決を経ずに、買入れをしていたものであります。

そのような事実が判明した経緯ですが、令和7年1月31日に行われた本市監査委員による「令和6年度定期監査講評」におきまして、「令和6年度に購入した小学校教師用教科書及び指導書は、名取市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例に規定されている予定価格2,000万円以上の動産の買入れに該当していたにもかかわらず、議会の議決を経ずにされている」旨の指摘がなされました。

この指摘の内容を受けて、過去の状況を確認したところ、「令和2年度分」に同様の事案があることが判明したものであります。

このような事態となりました原因であります、3点あると捉えております。

1点目ですが、令和2年度の購入分から、指導書についてはデジタルコンテンツが増えたことから指導書1冊あたりの単価が高額になり、総額は議決要件の「2,000万円」を超えてしまいましたが、教科書・指導書の購入にあたっては前例に基づいて、契約事務をおこなったこと。

2点目として、教師用教科書・指導書の購入について「ガスや電気使用料」と同様に「単価契約方式」による場合は、「議会の議決の対象にならない」と誤認していたこと。

3点目として、教育部内で、この「単価契約事務」が終結していたため、十分にチェック機能が働かなかったことによるものと捉えております。

続いて、追認議案の内容につきまして説明いたします。議案書は8ページをご覧ください。

まず、「1取得の財産」ですが、「令和2年度小学校教師用教科書及び指導書」です。対象となる冊数は、のちほど資料で説明させていただきますが、セット分も含めて「3,445冊」分です。

次に、「2取得の方法」ですが、「随意契約」となります。

随意契約の理由ですが、教師用教科書及び指導書の購入につきましては、宮城県の特約供給所である「株式会社 宮城県教科書供給所」が選定した取次供給所での購入となります。

市内には現在、取次供給所がなく、近隣市である岩沼市の教科書取扱書店の「株式会社渡藤書店1社」が選定されており、そこからの「購入となること」によります。

次に、「3 取得の金額」です。

「専決事務報告(1)資料」をご覧ください。この資料は、「取得した財産の明細書」になります。

1 ページ、2 ページは「令和 2 年度取得 小学校教師用教科書」の内容になります。

左から「教科の名称、発行者、対象となる「学年等」、冊数、単価、合計金額」です。

2 ページ下段になりますが、令和 2 年度の教師用教科書は 1,942 冊、金額は、「72 万 7902 円」です。

資料 3 ページから 7 ページは「令和 2 年度取得 小学校教師用 指導書」の明細書になります。

左から「教科の名称、発行者、品名等、学年等、冊数、単価、合計金額」となります。購入した「品名等」の内容ですが、3 ページの上段、国語の最初の行の部分をご覧ください。指導書の「名称(題名)」は、「新しい国語 教師用指導書」で、①研究編 DVD-ROM、②ワークシート編」です。学年等は「1 学年の上」、冊数は「14 冊」を購入、単価は、1 万円、合計金額 14 万円となります。

また、国語の欄の最後に「指導者用デジタル教科書(教材) 小学校国語全学年セット」がありますが、これはセット販売として、「1 学年から 6 学年」の分、一式を「37 万円」で購入したということです。

令和 2 年度取得の「指導書」は、資料 7 ページの下段になりますが、1,503 冊で「2,163 万 730 円」です。

「令和 2 年度 取得金額」は、教師用教科書と指導書分をあわせ て、3,445 冊 「2,235 万 8,632 円」となったものです。

なお、「教師用教科書・指導書の購入時期」ですが、教科書の改訂にあわせて購入となりますが、令和 2 年度の前は、平成 27 年度の購入でありました。このときは 2,000 万円(取得金額「1168 万 4936 円」)、を超えなかったことから議決の対象とはなっていないところです。

次に、8 ページにもどりまして、「4 取得の相手方」です。取得先は、「株式会社 渡藤書店」です。さきほども申し上げましたとおり、「教科書・指導書の販売」につきましては、指定店制度であるため、名取市の教科書・指導書の指定店は、表記の会社 1 社となっております。

このような形での議案上程となり、追認の議決をお願いするに至ったわけですが、再発防止策といたしましては、改めて関係法令の確認を徹底するとともに、前例主義にとらわれず、契約事務を進める際のチェック体制を強化してまいります。

続いて、専決事務報告(2)になりますが、追認の議決をいただくことになりました背景及びその原因については、専決事務報告(1)と同様でありますので、割愛させていただきます。

それでは、議案書の 10 ページについて説明をいたします。

まず、「1 取得の財産」ですが、「令和 6 年度小学校教師用教科書及び指導書」です。

対象となる冊数ですが、教師用教科書、指導書の合計で「3,364 冊」 となります。

「2 取得の方法」ですが、専決事務報告(1)と同様に「随意契約」となります。この理由につきましても、同様であります。

「3 取得の金額」です。「専決事務報告(2)資料」をご覧ください。「取得した財産の明細書」

になりますが、令和２年度の明細内容と比較すると、各教科の指導書において「デジタルコンテンツが増加」するとともに「セット販売」が増加しています。

令和６年度「財産の取得金額」の内訳ですが、教師用教科書は２ページ下段、２,６１１冊、「１０１万９,６３５円」、指導書は６ページの下段、７５３冊「３,３０８万６,３５０円」、合計で「３取得の金額」は、３,３６４冊「３,４１０万５,９８５円」となったものです。

「４取得の相手方」は、専決事務報告(１)と同様の１社で、「株式会社 渡藤書店」です。

再発防止策につきましても、専決事務報告(１)と同様であります。

以上で、専決事務報告(１)及び専決事務報告(２)説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。ります。

私からの説明は以上です。

瀧澤教育長

ただいま説明のありました、専決事務報告(１)及び専決事務報告(２)について、ご質疑等ありませんか。

荒井委員。

荒井教育長職務代行委員

冊数がものによってばらつきがありますが、学校側で必要かどうかということを受けて、積算していった結果なのでしょうか。

瀧澤教育長

学校教育課長。

高橋理事兼学校教育課長事務取扱

その学年によって学級数が異なります。また、学級数が多い学校につきましては、追加で補填をしているところもあり、冊数を決めているところです。

荒井教育長職務代行委員

デジタル指導書は、１校１冊でよろしいのですか。

高橋理事兼学校教育課長事務取扱

これについてはデジタルとなりますので、クラウドからの自分の教師用の端末にデータを取れるので、アカウントを取得して、それで共有できる仕組みになっております。

荒井教育長職務代行委員

わかりました。

瀧澤教育長

その他ございませんか。

布田委員。

布田委員

令和 2 年に購入したものが、なぜ今回、追認という形になったのか、理由をお聞かせください。

瀧澤教育長

教育部長から説明をお願いします。

齋藤教育部長

本年 1 月に市の監査委員の方から、2000 万を超えるもかかわらず議決を取っていないという指摘があり、教育委員会事務局で、過去に同様のものがないか調査いたしました。

その結果、令和 2 年度にも 2000 万円を超えた購入あることが判明しまして、やはり議決を取っていないと、契約が正式に成り立たないことから、議会にお諮りしまして、誤っている状態を是正することとなりました。

瀧澤教育長

本来、令和 2 年のときに議決を経て購入すべきだったのを怠っていた。それが今回監査の指摘を受けて明るみに出たので、遑って議会にお認めをいただいたということになります。

教育委員会として十分チェックができてなかったということで、大変申し訳なく思っております。

その他ございませんか。

洞口委員。

洞口委員

今回の件に関しましては、人事異動時の事務引き継ぎを滞りなく行っておけば、このようなことにはならなかったのではないかと思います。

齋藤教育部長

事務局としても、再発防止のためマニュアルを作成し、整備を図ったところであります。

今後はこのマニュアルを引き継いで参ります。

瀧澤教育長

その他ございませんか。

長澤委員。

長澤委員

中学校は学校数が少ないので、2000 万は超えてないと捉えてよろしいでしょうか。

瀧澤教育長

中学校は今のところ 2000 万円を超えておりません。

長澤委員

わかりました。

瀧澤教育長

その他何かございませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

無ければ、専決事務報告（1）及び専決事務報告（2）については、報告どおり承認したいと思いますが、ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、「専決事務報告（1）財産の取得（令和 2 年度小学校教師用教科書及び指導書）について（追認）に対する意見について」及び「専決事務報告（2）財産の取得（令和 6 年度小学校教師用教科書及び指導書）について（追認）に対する意見について」は、報告のとおり承認といたします。

次に、「専決事務報告（3）名取市いじめ問題対策連絡協議会の人事について」ですが、人事案件でありますので、「名取市教育委員会会議規則第 7 条」の規定に基づき、秘密会議にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、これより秘密会議といたします。

※ 秘密会議部分は別途調製

以上で、秘密会議を終了いたします。

次に、追加案件となります。専決事務報告（４）「令和６年度名取市一般会計補正予算（第１４号）（教育費）に対する意見について」を議題といたします。教育部長より説明をお願いします。

齋藤教育部長

専決事務報告（４）ですが、議案書は、本日配布しております「追加案件」と記載のある議案書 １ページから３ページになります。

本案については、２月２０日から開催されている名取市議会定例会に追加上程する教育費の補正予算案です。

令和７年３月１０日付けで「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条」の規定に基づき、市長から意見を求められましたが、本日の教育委員会の開催を待つことができなかったことから、「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則第４条第１項」の規定に基づき、２月９日専決し、「異議がない」旨回答したので「同条第２項」の規定により報告するものであります。

なお、補正予算の内容につきましては、追加議案書の３ページの補正予算事項別明細書をご覧ください。

１０款４項２目、義務教育学校費、教育振興費の１８節 負担金補助及び交付金は、令和６年８月の語学指導助手（ALT）の入れ替えに伴い、住居住み替えのため、契約を終了した賃借物件の修繕に係る負担金となります。

長年お借りしていた物件であったことから、契約物件の傷みが各所に見られ、個人である賃貸人から、今般、修繕に係る見積もりが示されたことから、その負担額５２万６,０００円を措置するものです。

対象となる物件は、名取市増田の賃貸借アパートの一室で、契約期間は平成２１年６月から令和６年８月でした。

修繕の内容としましては、室内に発生した損耗や破損等に関する補修費約３８万円、ハウスクリーニングに係る費用約１０万円、その他諸経費約４万円となります。

説明は以上ですが、学校教育課から、何かあればお願いします。

瀧澤教育長

学校教育課長から補足ありますか。

高橋理事兼学校教育課長事務取扱

特にございません。

瀧澤教育長

ただいま説明のありました「専決事務報告（４）」について、ご質疑等ありませんか。

洞口委員

物価高騰もありますが、費用が大きくなった原因は何でしょうか。

瀧澤教育長

内訳など、教育部長、説明をお願いします。

齋藤教育部長

内訳になりますが、室内に発生いたしました破損等による補修費が約 38 万円、ハウスクリーニングの費用が約 10 万円、その他諸経費約 4 万円を含めまして、全体的に 52 万 6000 円でございます。

瀧澤教育長

15 年間使用したアパートですので、ALT1 人で最大で 5 年間居られますので、3 人の ALT が使用したということで、補修が必要になり費用が生じるということになりました。

その他ございませんでしょうか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、専決事務報告(4)については、報告のとおり承認したいと思います、ご異議ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、専決事務報告(4)「令和 6 年度名取市一般会計補正予算(第 14 号)(教育費)に対する意見について」は、原案のとおり承認いたします。

次に、日程第 5 議事に入ります。

議案第 4 号「名取市教育振興基本計画(改定版)について」を議題いたします。教育部長、説明をお願いします。

教育部長、説明をお願いします。

齋藤教育部長

議案第 4 号ですが、議案書の 14 ページ、及び別冊の「議案第 4 号別紙」、「名取市教育振興基本計画(改定版)」となります。

内容につきましては、先の第 22 回総合教育会議でご意見等を頂戴しておりますが、そこから修正を加えた最終版となります。

詳細については、教育総務課から説明申し上げます。

瀧澤教育長

教育総務課、補足説明があればお願いします。

山家次長兼教育総務課長

教育総務課よりご説明申し上げます。

名取市教育振興基本計画につきましてはこれまで複数回、皆様からのご意見を頂戴する機会を設けており、そのご意見を反映させていただきました。

2月の総合教育会議以降、誤字や表記の修正は幾つかございましたが、それ以外の箇所についてご説明をさせていただきます。

こちらの資料の方11ページをお開きください。11ページ下の方にございます。

目標6文化芸術活動の推進の部分でございます。右側6-2、市民の文化芸術活動への支援。こちらが前回お話しした際には、市民芸術活動への支援となっております。それが長期総合計画の方で市民の文化芸術活動への支援としましたことから、この度、この部分を修正をさせていただきます。

次に21ページをお開きください。

中頃に民間プール施設におけるモデル事業について追加をいたしました。その段落中に、大規模校という表現がございましたものを、規模の大きな学校と表記を改めており、これは文科省の基準によりますと、大規模校が学級数25学級から30学級、人数では750人から900人としております。

愛島小学校はこの基準に合致するという事で前回、大規模校という表記にしておりましたが、新たにモデル校として、増田西小学校でも行うことになりました。

この増田西小学校が基準には当てはまらないことから、大規模校ではなく、規模の大きな学校と表現を改めたところです。

以上2箇所について修正をさせていただきました。

説明は以上です。

瀧澤教育長

ただいまの内容について、ご質問等ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、「議案第4号」については、原案のとおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 4 号「名取市教育振興基本計画（改訂版）について」は、原案のとおり承認いたします。

議案第 5 号「令和 7 年度名取市教育基本方針について」を議題いたします。

教育部長、説明をお願いします。

齋藤教育部長

議案第 5 号ですが、議案書の 15 ページ、及び別冊「議案第 5 号別紙」の「令和 7 年度名取市教育基本方針」になります。

令和 7 年度の教育基本方針につきましては、先の教育委員会懇話会等で変更事項について説明させていただき、ご意見やご提案をいただいておりますが、基本的には令和 6 年度の教育基本方針を踏襲することとしております。

以上ですが、教育総務課から、何かあればお願いします。

瀧澤教育長

教育総務課、お願いします。

山家次長兼教育総務課長

こちらの名取市教育基本方針につきましても、懇話会以降、誤字や表記を一部修正したところがございます。

修正したところはございますが、内容に関わる修正は行っておりません。前回ご説明した通りとなっております。

説明は以上です。

瀧澤教育長

ただいま説明のありました「議案第 5 号」について、ご質疑等ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、「議案第 5 号」については、原案のとおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 5 号「令和 7 年度名取市教育基本方針について」は、原案のとおり承認いたします。

次、議案第 6 号「県費負担教職員人事異動の内申について」及び、議案第 7 号「教育委員会事務局職員・教育機関職員の人事について」ですが、人事案件でありますので、「名取市教育委員会会議規則第 7 条」の規定に基づき、秘密会議にしたいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、これより秘密会議いたします。

※ 秘密会議部分は別途調製

以上で、秘密会議を終了いたします。退席した職員の出席を求めます。

次に、追加案件となります。議案第 8 号「名取市スーパーキッズ育成事業実施要綱の制定について」、議案第 9 号「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 10 号「名取市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第 11 号「令和 7 年度名取市一般会計補正予算（第 1 号）（教育費）に対する意見について」ですが、関連がありますので、一括審議いたします。教育部長、説明をお願いします。

齋藤教育部長

議案第 8 号から 11 号ですが、4 つの案件とも、名取市スーパーキッズ育成事業に関連する案件となります。

その審議内容は「いままで市長部局で行っていた本事業を、教育委員会で行うもの、ただし、その事業の執行職員につきましては、いままでのとおり市長部局の職員に補助執行させる」というものでありますが、ご審議をお願いするまえにそのような事態になりました背景から説明したいと思います。

名取市スーパーキッズ育成事業につきましては、令和 5 年度から市長部局で事業に取り組んでいますが、市内在住の個人から、名取市スーパーキッズ育成事業が、教育委員会部局ではなく市長部局が所管するのは、地方教育行政法に違反するとして、市に公金支出の差し止めを求める訴訟があり、今般、令和 7 年 2 月 25 日、その訴訟の判決において、仙台地裁より本事業は、教育委員会が所管すべき事業であり、違法であると判断されたところです。

本日配付の別冊「議案第 8～11 号資料」の 1 ページから 18 ページが、その判決文となります。

「訴訟におけるこれまでの経緯」ですが、説明は「議案第 8～11 号資料」の 19 ページ・20 ページにまとめておりますので、そちらを中心に説明いたしますが、併せて判決文を確認いただきたいと思います。

それでは、訴訟の経緯ですが 19 ページをご覧ください。

1 事件の経緯、2 原告が違法性を主張する内容の趣旨、3 相手方（原告）の請求の趣旨、4 裁判の経過、5 判決内容とありますが、特に、20 ページの「6 判決の概要」に、争点に対する判断についてまとめております。

争点その 1、本件事業は「地教行法 21 条柱書の教育（スポーツ）に関する事務か否か」については、地教行法 21 条柱書の「教育に関する事務」に該当するというべき。

本件事業は、地教行法 21 条柱書の「教育に関する事務」に該当するため、同法 23 条にいう条例を制定せずに市長が管理・執行することは、同法に反して財務会計法規上違法であるといわざるを得ず、市長が本件業務委託契約を締結するのは権限を逸脱するものであって、財務会計法規上違法というべき。

次に、争点その 2 「本件事業を原因行為とする財務会計行為の違法性の有無」については、同契約の締結が財務会計法規上違法であっても、私法上の効力については別途考察する必要があり、同契約に基づく債務の履行を直ちに否定するのは相当でない。

本件業務委託契約は、私法上無効とはいえず、本件公金支出が財務会計法規上違法であるとは認められない。

この判決が言い渡されたことに伴い、「7 判決を受けて」となりますが、早期に違法状態を解消した上で、事業を継続していくことが必要と判断し、本市における是正措置としてスーパーキッズ育成事業の所管を市長部局から教育委員会に是正すべきものとし、その事業の執行にあたりましては、「企画部長」及び「なとりの魅力創生課」へ補助執行させるとの方針とすることから、本定例会においては、教育委員会で管理執行するための各種例規の制定及び改正、また、令和 7 年度の予算要求について、ご審議をお願いするものであります。

次に、「名取市スーパーキッズ育成事業の現状」における概要をご説明いたします。本日配付した資料、「議案第 8～11 号資料」の 21 ページ・22 ページをご覧ください。

はじめに事業の目的ですが、名取市サイクルスポーツセンター内にあるスケートボード施設を活用し、スケートボード競技において、将来オリンピック出場など日本を代表するトップアスリートを目指す子供たちの夢や希望をサポートするための育成プログラムを提供するとともに、この取り組みを広く市内外へ周知することで、市への愛着の醸成及び「子育て世帯の移住」並びに「定住の促進」を目的としています。

事業の内容です。スケートボード競技のアスリートを目指している小学生を対象に選考会を開催し、「なとりスーパーキッズ」として最大 5 名を認定したのち、子供たちの発育段階に応じた計画的・継続的な育成を図りながら、名取市サイクルスポーツセンターを練習拠点とした育成プログラムのもと、オリンピック出場など将来日本を代表するトップアスリートを目指します。

育成期間は中学３年生までで、その他、スケートボード競技のすそ野拡大、交流人口・関係人口の拡大を図ることを目的に、Natori Cup や各種イベントも開催しています。

なお、現状での取り組み内容は、参加児童数が１名、提供しているプログラムは、①専属コーチからの指導として、月１回の直接指導と週１回のオンライン等を活用した指導、②週１回のパーソナルトレーナーによる基礎体力及び運動機能の向上を目的としたトレーニング。実施場所は、セントラルフィットネスクラブ 24 名取南仙台店です。③メンタルヘルス相談を月１回、精神面のケアを目的としたカウンセラーによる定期カウンセリングの提供。実施場所は、名取市サイクルスポーツセンターです。④土日に開催される主要大会への出場や学校の長期休暇を活用した遠征の支援であります。

また、昨年３月には、交流人口や関係人口の拡大を図ることを目的に、名取市サイクルスポーツセンターにおいてスケートボード競技と自転車競技体験会を開催しております。

その際、スケートボード競技には、ビギナークラス 7 名、ウィメンズオープンクラス 6 名、メンズオープンクラス 10 名、自転車競技体験会には、小学 1～2 年生 6 名、小学 3～4 年生 7 名、小学 5～6 年生 10 名、中学生 2 名にご参加いただいております。

事業概要の説明は以上となります。

ここからは、各議案についてご説明いたします。

はじめに議案第 8 号です。

議案書は、本日配布の「追加案件」と記載のある議案書 4 ページから 8 ページになります。併せて、本日配付の「議案第 8 号資料」の見え消しの要綱をご覧ください。

本要綱は、名取市スーパーキッズ育成事業について、教育委員会において管理執行するため、「名取市スーパーキッズ育成事業実施要綱（令和 5 年 6 月 30 日告示第 130 号）」を廃止し、教育委員会において改めて新規制定するものです。

「議案第 8 号資料」の見え消しの要綱のとおり、所管を教育委員会に移した後も、事業内容は変更することなく継続するため、「市」及び「市長」の文言を「教育委員会」に、修正する形となりますが、教育委員会要綱としては、新規に制定されるものであります。

追加議案書は 5 ページから、見え消しの「議案資料は 1 枚目」をご覧ください。

要綱の条項になります。

第 1 条は目的、第 2 条は定義、第 3 条は事業への参加、第 4 条は認定の条件、第 5 条は選考会の実施等、第 6 条は選考会参加の申請、第 7 条は選考会参加者、第 8 条は認定の申請、第 9 条は認定の決定、第 10 条は認定期間、第 11 条は認定の取消し、第 12 条は育成等、第 13 条は相談体制の整備、第 14 条は委任となります。

なお、施行期日は、令和 7 年 4 月 1 日からとなり、

・経過措置として、施行日前に、廃止される名取市スーパーキッズ育成事業実施要綱（令和 5 年名取市告示第 130 号）の規定により行われた処分、手続その他の行為は、この要綱中これに相当する規定がある場合には、この要綱の相当規定により行われた処分、手続その他の行為とみなします。

続いて、議案第 9 号です。議案書は、本日配布の「追加案件」と記載のある議案書 9 ページ・10 ページになります。併せて、本日配付の「議案第 9 号資料」の新旧対照表をご覧ください。

さい。

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律 第 25 条第 1 項の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものです。

この度の改正は、名取市スーパーキッズ育成事業を教育委員会から市長部局へ補助執行を行う前段として、教育長への事務委任事項から外し、名取市スーパーキッズ育成事業に係る教育長専決事項について規定する内容となります。

また、「教育委員会が所管するバスの運転業務等」に関することにつきましては、これまで総務課職員に校外学習等におけるバスの運行業務を補助執行しておりますが、規程に不備があったため、併せて整理・改正を行うものです。

続いて、議案第 10 号ですが、本日配布の「追加案件」と記載のある議案書 11 ページ・12 ページになりますが、併せて、本日配付の「議案第 10 号資料」の新旧対照表をご覧ください。

この規則は、地方自治法第 180 条の 7 の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めるものです。

この度の改正は、名取市スーパーキッズ育成事業を「企画部長及びなとりの魅力創生課の職員」に補助執行させること、名取市スーパーキッズ育成事業に係る「企画部長及びなとりの魅力創生課長」の専決事項について規定するものです。

また、教育委員会が所管するバスの運転業務等に関する事務につきましては、議案第 9 号と同様の理由により併せて、改正を行うものです。

なお、この議案第 9 号及び議案第 10 号の規則は、令和 7 年 4 月 1 日からの施行となります。

続いて、議案第 11 号となります。議案書は、本日配付の追加議案書 13 ページから 16 ページになります。

本案については、2 月 20 日から開催されている名取市議会定例会に追加上程する教育費における名取市スーパーキッズ育成事業に関連した令和 7 年度一般会計補正予算となります。

「地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条」の規定に基づき、令和 7 年 3 月 13 日付けで市長から意見を求められていることから、審議をお願いするものであります。

先の案件でご説明したように、名取市スーパーキッズ育成事業の所管を教育委員会に移管されることに伴い、令和 7 年当初予算における歳入予算の財源充当先の更正及び歳出予算を「2 款 総務費」から「10 款 教育費」へ付け替える内容となります。

はじめに、「追加議案書の 15 ページ」をご覧ください。歳入になります。

21 款 雑入、5 項 2 目 雑入です。

16 節 雑入は、財源充当先を 2 款 総務費から 10 款 教育費へ更正するもので、なとりカップ参加者料 400 名分を見込んだ 140 万円となります。

次に歳出です。8 節 旅費 16 万 5,000 円は、大会等随行旅費となります。

10 節 需用費 消耗品費 10 万円は、事業を運営するにあたっての事務用消耗品費となります。

11 節 郵送料等 5 万円は、事業運営に際しての、郵便物等の発送費用となります。

12 節 委託料 3,799 万 4,000 円ですが、契約先事業者への事業委託です。内容としましては、専属コーチの派遣費用やメンタルヘルスケア費用、アスリートマネジメント費用などとなっています。

以上、歳出合計は、3,830 万 9,000 円となります。

次、16 ページ債務負担行為になります。

本事業は、令和 5 年度時点において小学 3～4 年生を対象に選考会を開催し、認定した児童が中学校を卒業するまでプログラムを継続的に提供することとしております。

この継続性を確保するため、債務負担行為を設定し、後年度の予算を担保することで、複数年度の契約が可能となりますことから、この度、債務負担行為のお願いをするものです。

債務負担行為は契約額の上限額となりますので、実際の事業費が減額となれば、その分は変更契約等で対応してまいります。

私からの説明は、以上であります。

お認めいただければ、令和 7 年度からスーパーキッズ事業に関することは、本定例会におきまして、教育長報告とさせていただきます。

瀧澤教育長

それでは、ただいま説明のありました「議案第 8 号」から「議案第 11 号」までについて、ご質疑等ありませんか。

洞口委員

スーパーキッズは、定員が 5 名でしょうか。

瀧澤教育長

それでは定員について、なとりの魅力創生課長に説明をお願いします。

垣内なとりの魅力創生課長

定員についてはおっしゃる通り 5 名になっております。

洞口委員

現在が 1 名でしょうか。

垣内なとりの魅力創生課長

現在は 1 名の方が令和 6 年度から、4 月早々に転入されまして、育成プログラムを受けているという状況でございます。

洞口委員

現在、名取市での該当者はいないのでしょうか。

垣内なとりの魅力創生課長

元々名取市にお住まいの方は、今の時点ではいないという形です。

洞口委員

昨年度は1名でしたが、今年度の見通しはどうか。

垣内なとりの魅力創生課長

1名認定をしているわけですが、こちらの方については、令和5年度に選考会をやっておりまして、その選考会では一応合格者が3名出ております。

その内の1人が今来ているわけですが、その途中で1人は辞退、もう1人の方については、移住を希望されてはいるものの、お住いの件とか、お調べになっているようでして、今のところ今年度中であれば選考会の翌年度までに、育成プログラムを受ければ認定できるという制度設計になっていますので、3月頃に来たいというようなお話は伺っておりまして、まだ認定はしてないので確定ではありませんが、現在、調整はしていますので、その方がもし認定となりますと、最大2名という形になる見込みでございます。

洞口委員

わかりました。

瀧澤教育長

その他ございませんか。

荒井委員。

荒井教育長職務代行委員

種目としては、スケートボードに限っているのですか。

垣内なとりの魅力創生課長

種目といたしましては、この事業につきましては、サイクルスポーツセンターのスケートボード場を拠点にしておりますので、現時点におきましてはスケートボードに絞った形での育成ということで事業を進めてきておりまして、今後も同様の考え方でございます。

荒井教育長職務代行委員

事業概要でなとりカップを、令和5年度は令和6年3月31日に開催となっておりますが、令和6年度は開催するのでしょうか。

垣内なとりの魅力創生課長

令和6年度ですが、当初は昨年度と同時期に実施を検討しておりましたが、裁判の判決が

2月25日に出ております。今年度については、裁判の見通しが年度末に近いということがわかった時点で、判決の内容に対しての検討にも時間を要することから、今年度の開催は見送りとしております。

令和7年度については、今回の議案の内容で、ご承認をいただければ、開催に向けて準備を進めていきたいと考えています。

荒井教育長職務代行委員

令和5年度の開催では参加者が23名ですが、今回の補正予算の歳入でなとりカップ参加者料140万円が計上されております。参加人数の見通しはどのようになりますか。

垣内なとりの魅力創生課長

当初からなとりカップにつきましては、内訳として3,500円の400名ということで、400名の参加を事業計画上は見込んでおります。

令和5年度に実施した際には、スケートボードに関しては競技という形態をとりましたが、自転車競技につきましては、競技ではなく体験会という形での開催となり、参加料については無料としております。

令和7年度につきましては、自転車についても、今の時点では競技という形式を取りたいと考えておまして、当初の計画どおり400名というところを目標にしておりますので、それに向けた内容で準備をしていきたいと考えております。

荒井教育長職務代行委員

確認ですが、なとりカップは、スケートボードの大会と自転車競技の大会と両方合わせての開催ということでしょうか。

垣内なとりの魅力創生課長

そのような形での開催を考えております。

荒井教育長職務代行委員

自転車の方はどんな競技種目がありますか。

垣内なとりの魅力創生課長

実際の競技の内容については、検討中であります。

詳細な検討に入っておりませんので、お答えできないところでございます。

瀧澤教育長

令和5年度の実績を見ますと、自転車で25名、スケートボードで23名、合計50名の参加ということで、令和7年度の予算上は、400名程度の参加を目指して取り組むということで

すが、その内容はどのようになっておりますか。

垣内なとりの魅力創生課長

令和 5 年度につきましては、事業スタート初年度ということで、委託契約を 11 月に行い、その後、キッズの募集や大会の開催の準備を行うこととなり、周知期間が短かったという反省点がございます。

それから開催日が 3 月 31 日でしたが、まだ肌寒い季節ということもあって、やや集客が難しかったと捉えております。令和 7 年度につきましては、暖かい時期の開催ができないか、それから周知については、より長い期間でできないかということの改善をしながら、より多くの方に参加いただけるような内容にしていきたいと考えてはおります。

瀧澤教育長

スーパーキッズ事業の、特になとりカップについて詳しく質疑応答がありました。その他、補助執行に絡むこととか、ご質疑があればお願いします。

長澤委員。

長澤委員

教育委員会の所管事項については、理解することができました。

広報については今後どのような方法で行うのか、具体的な内容をお願いします。

垣内なとりの魅力創生課長

この事業としては、名取の魅力を発信し、アスリートもいる魅力のある町ですよというのを広く周知をしながら、キッズの参加者だけを想定しているわけではなくて、名取は面白いところだなといった形での移住定住を図るのが、1 つの大きな目標になっております。

裁判の判決内容のとおり、事業を早期に是正いたしまして、軌道に乗せた上で、これまでもホームページで周知はさせていただいておりますが、広く PR をしながら、全体的な市としての事業という形で発信をして、それが結果的に移住定住に繋がるような形になればと考えております。

長澤委員

わかりました。

瀧澤教育長

その他ございませんか。

布田委員。

布田委員

事業概要の 21 ページの、土日に開催される主要大会への出場や学校の長期休暇を活用した

遠征の支援で、その支援というのはどのような内容になるのでしょうか。

垣内なとりの魅力創生課長

スーパーキッズの遠征については、今年度は、夏休み、冬休み、それから春休みにつきましても、集中的に練習できるので、名取市サイクルスポーツセンターのスケートボード場だけではなく、その場所によって設備に違いがあることから、いろいろな経験をしてもらうということで、長期休みを利用して遠征し、それに伴う宿泊費、交通費をこの事業で負担をするという内容で予算上措置をしているところです。

瀧澤教育長

新聞報道によると、2期目の募集を行わないということですが、それも含めたこれからの見通しは、現時点でどう考えていますか。

垣内なとりの魅力創生課長

2期目については、当初の事業計画としては、2年に1回ずつ、1期生から次に2期生という形で募集をして集めていこうというような考え方ではおりましたが、まだその先々の財源の見通しが立っていないこともあり、まずは、裁判での判決内容もあり、是正措置を講じながら事業を進めていく考えであります。

現状としては、2期以降の募集については、現状見送りという形で、それが新聞報道に出た内容であります。

また、もう1名、認定になる見通しですので、まずはこの2名の方を当初の事業プランである中学校3年生までの間しっかり育成をしていくというところに集中して取り組んでいきたいと考えております。その取り組みの内容を、広報やホームページで周知をしながら、広く市民の皆さんに認知をしていただいて、事業自体を盛り上げていきたいなと考えております

瀧澤教育長

その他、ご質疑等ございませんか。

洞口委員。

洞口委員

この事業については、市民の方々へ広報などを使っただけの周知が必要になってくると思います。

垣内なとりの魅力創生課長

わかりました。

瀧澤教育長

その他、ご質疑等ございませんか。

長澤委員。

長澤委員

認定された子どもの名前や、映像を使つての広報に問題はないのでしょうか。

垣内なとりの魅力創生課長

認定に当たり、広く PR することについて、本人と保護者からの了解をいただいております。

長澤委員

わかりました。

瀧澤教育長

その他ございませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

なければ、「議案第 8 号」から「議案第 11 号」までについては、原案のとおり承認したいと思います。ご異議ありませんか。

全委員

なし

瀧澤教育長

異議がないものと認め、議案第 8 号「名取市スーパーキッズ育成事業実施要綱の制定について」、議案第 9 号「名取市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について」、議案第 10 号「名取市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について」及び議案第 11 号「令和 7 年度名取市一般会計補正予算（第 1 号）（教育費）に対する意見について」は、原案のとおり承認いたします。

本日の議案は、以上であります。以上で、本日の会議を終了いたします。

午後 8 時 04 分終了

以上、会議の顛末を記録し、正当なることを証するため、ここに署名する。

令和 7 年 4 月 23 日

署名委員 長澤 裕司

署名委員 布田 久美子
